

福祉を考慮したまちづくり条例の制定とその特徴に関する一考察

今田寛典*・市坪 誠**・小松孝二***・長町三生**

A Study on the Enactment of the Ordinance for town Building in Considering of the Welfare and it's Characteristics

Hirofumi Imada*, Makoto Ichitsubo**, Koji Komatsu*** and Mitsuo Nagamachi**

In recent years there has been a remarkable growth of interest in the town building considering barrier free. However, there seems to be the gap between administrative understanding of the welfare and handicapped person's expectations for the town building. Therefore, the public space should be constructed based on universal design. It means gentle design to all people. The main purpose of this work is to consider what important role the ordinances play in the town building considering the welfare. Accordingly, we made a survey of the ordinance for town building considering the welfare of local governments and made clear the enactment of the ordinance and its details. As a result of this analysis, the problems of the ordinance for town building were made clear.

Key Words (キーワード)

Welfare (福祉), Ordinance for town building (まちづくり条例), Barrier free (バリアフリー), Standard design for welfare facilities (整備基準)

はじめに

本研究は、呼び方はさまざまであるが、福祉を考慮したまちづくり条例の制定とその特徴について考察するものである。特に、都道府県の条例に注目し、地方自治体と条例の制定、さらに施設整備からみた福祉まちづくりの特徴を考察する。

アメリカでは、すべての人が平等に社会参加する機会を持つべきであるという考え方が強く、後述する表1にも示されているように1968年世界最初のバリアフリー法(建築障壁除去法)が制定されている。しかし、障害者の社会参加の考え方が定着するのは、1990年ADA法(American with

Disabilities Act)が制定された最近のことである。

一方、日本では、1969年仙台市で障害者(車椅子利用者)やボランティアらが市内の公共施設を点検し、スロープやトイレの設置を市に要望したことが、福祉の観点に立ったまちづくりへの住民参加、さらに行政の福祉を考慮したまちづくりを推進する大きなきっかけになったといわれている。以降、地方の都市で障害者やボランティア、市民、学識経験者、さらに市などが中心となってすべてのひとが社会参加できるまちづくりを目指す行動が積極的に押し進められてきた。

このような中、国や多くの地方自治体は福祉モ

*呉大学社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Kure University)

**呉工業高等専門学校 (Kure National Institute of Technology)

***呉大学大学院社会情報研究科 (Graduate School of Social Information Science, Kure University)

デル都市，障害者福祉都市，障害者の住みよいまちづくり事業，住みよい福祉まちづくり事業等の指定および実施，さらに福祉まちづくり指針・要綱等の策定を行ってきている。また，1979年神戸市，1992年大阪府，兵庫県が福祉まちづくり条例を制定し，以降多くの都道府県や都市が条例を制定してきている。特に，大阪府は，1994年に策定されたハートビル法との整合性を保つため，1995年条例の改正を行っている。

しかし，条例は地方自治体が独自に制定するものであり，地方の特性を盛り込むことができる。たとえば，高齢率の高い県は早い制定を行っているのか。また，こういった条例の実施には相当の財政的措置も要請される。

1. 従来の調査研究と本研究の位置づけ

1.1 バリアフリーに関連する従来の調査研究

従来より，建築分野においてはバリアフリーに関する調査研究が多く見られる（たとえば，環境デザイン研究会，1996）。ハートビル法にはそれらの研究成果が盛り込まれている。

一方，建築物以外の公共空間におけるバリアフリーに関する研究は，比較的新しいけれども，積極的になされてきており，多くの学術雑誌等で特集されている。国際交通安全学会誌（Vol. 23, No.1, 1997）は「バリアフリーの交通社会を目指して」を特集し，公共交通機関（秋山哲男，1997），交通空間（久保田尚，1997），さらに交通ターミナル（川内美彦，1997）等に関する研究成果が紹介されている。また，これまでの研究成果は，福祉を考慮したまちづくりのための施設整備指針・要綱，さらに条例（眞野哲夫，1997）等にも反映されている。

一方，このような施設整備の技術的な研究とともに住民による福祉を考慮したまちづくりについての調査研究も多い。1971年には，仙台市の障害者，ボランティア，市民が都市空間の総点検を我が国で最初に行っている。また，川内（1995）は，自らが障害を持つものとして行政主導による福祉

を考慮したまちづくりの問題や要望等をまとめている。現在多くの都市で障害者や市民が自分のまちの総点検を行ってきている。この結果を都市，特に地区の計画に反映しようとする動きも多い（たとえば，藤沢市，1997）。行政も，このような時代の要請に応じて，福祉を考慮したまちづくりを進めてきている（財団法人障害者リハビリテーション協会福祉のまちづくり事業評価研究会，1991）。

1.2 本研究の目的と意義

施設整備のための指針や要綱は施設整備担当者間での約束ごとであり，福祉を考慮したまちづくりを真に要望している地域住民にとっては行政のまちづくりの具体的な内容が不明確である。このため，「福祉を考慮したまちづくりをします」と市民に約束する条例が必要とされ，多くの地方自治体が条例を制定するようになった。

本研究の主要な目的は，都道府県の条例が福祉を考慮したまちづくりにどのような役割を果たしているのかについて若干の考察を行うことである。このため，都道府県および政令市に対して福祉を考慮したまちづくりに関する調査を行い，条例制定とその内容を明らかにする。

本研究によって条例およびまちづくりを実施する際の問題点等が整理されるものと考えられる。

2. 調査の概要

2.1 調査依頼

条例の制定過程，また地方自治体の条例の内容を調べるため，1997年10月に47都道府県および10政令市に対して福祉を考慮したまちづくり条例について電話によるインタビューとその条例およびそれに関連する資料送付を依頼した。ただし，資料送付については電話依頼後，文書で正式に依頼を行った。

ただし，1997年に条例制定した沖縄県の条例資料は入手できておらず，また，北海道と高知県の条例は1998年から施工されるので，本研究の解析には用いていない。さらに，条例が制定されてい

表1 福祉まちづくりの変遷とそれに関わる主な事項 (1998年4月現在)

		1965	1970	1980	1990
施設整備			73 車椅子トイレ設置、改札口拡張(駅) 73 点字運賃表設置 74 車椅子公衆電話設置 76 視覚障害者信号設置	82 ダイヤル5に凸部を付ける(公衆電話) 85 テレホンカードに切り込み 85 郵便ポスト点字表示	91 弱者感应式信号機設置 93 電動椅子用公衆電話設置
公共交通		68 車椅子持込無料	71 盲導犬無料乗車 71 都バスの低床化 73 シルバーシート 75 新幹線に車椅子席	80 地下鉄エレベータ設置(大阪市) 83 点字ブロック設置義務(国鉄)	97 低床バス・電車の導入
国際的動き		68 建築障壁除去法(米国) 69 国際シンボルマーク	74 国連バリアフリーデザイン専門会議	81 国際障害者年 83 国連・障害者の十年 86 UMTA 勧告(米国)	90 ADA 法(米国)
条例・法令・その他	地方	68 公園施設設置基準(東京都) 69 市民が車椅子トイレ設置要請(仙台市)	71 市民の集い発足(仙台市) 71 懇談会設置(町田市) 74 建築物等福祉整備要綱制定(町田市) 77 福祉条例制定(神戸市)	81 建築施設整備指針(香川県)* 82 福祉コミュニティ制定(加古川市)* 82 福祉まちづくり環境整備要綱(広島県)** 85 福祉まちづくり整備指針(仙台市)*	92 福祉のまちづくり条例制定○ 93 ♀ ● 94 ♀ ◇ 95 ♀ ◆ 96 ♀ △ 97 ♀ ▲ 98 ♀ □
	国		70 身障者対策基本法	82 建築設計標準策定 83 公共交通ターミナル整備ガイドライン 85 誘導ブロック設置指針	91 エスカレータ整備指針(駅) 94 ハートビル法 94 公共交通ターミナル整備ガイドライン

○：大阪府，兵庫県，●：山梨県，町田市，◇：愛知県，滋賀県，狛江市。
◆：東京都，京都府，神奈川県，大分県，広島県，熊本県，福島県，埼玉県，奈良県，長野県，岩手県，静岡県。
△：宮城県，茨城県，千葉県，新潟県，富山県，福井県，和歌山県，鳥取県，徳島県，香川県，愛媛県，仙台市。
▲：石川県，山口県，長崎県，沖縄県，□：北海道，高知県，川崎市。
.....：障害者のみを対象とした条例・法令等。
*：指針や要綱等は70年代後半以降ほとんどの都道府県，政令市，多くの都市で策定されてきた。

ない県が13あるので，本研究で分析に用いた資料は31都府県のものである。

2.2 調査結果の集計

表1は電話調査，提供された資料，文献(一番ヶ瀬康子，1996)等を基に福祉を考慮したまちづくりに係わる事項を整理したものである。

1960年代後半から70年代にかけて公共交通，電話，交通信号，交通ターミナル等において障害者の社会参加が進められてきた。国際的にも障害者

の社会参加が真剣に議論され，すべての人が平等に社会参加でき，住みやすいまちづくりを進める考え方が実践されるようになった。特に，都市レベルの自治体が積極的に市民の要望に応えるまちづくりに取り組み始めた。1980年代から1990年代初めには都道府県や市も福祉を考慮したまちづくりのための施設整備指針や要綱を策定し，施設整備を始めた。しかし，指針や要綱は一種の自治体の努力目標であり，福祉を考慮したまちづくりの推進は低調であった。そこで，1977年神戸市が，

1992年大阪府と兵庫県が福祉を考慮したまちづくり条例を制定した。以降、1998年4月現在まで34都府県が条例を制定している。一方、1994年国は公共的建築物に対してはバリアフリーを徹底するようハートビル法を制定した。ハートビル法が多くの地方自治体の条例制定の一因となっている。

さらに、政令市の条例制定は、神戸市、仙台市、川崎市においてなされている。他の市では制定されておらず、まちづくりの指針や要綱が策定され

ている。

2.3 整備基準項目

いずれの都府県の条例も、条例の本文と整備をする施設の項目とその整備基準を明記している。

表2は整備基準が示されている施設の項目とその項目がどれだけの都府県によって指定されているか、その率を整理している。

表2 条例に記載されている整備基準項目と都府県に指定されている率(%)

整備基準項目	指定率	整備基準項目	指定率	整備基準項目	指定率
駐車場(建築物)	100.0	案内板(建築物)	83.9	階段(公園)	45.2
外部出入口(建築物)	100.0	鉄道・港湾・空港の旅客施設	80.6	ベンチ(公園)	45.1
廊下(建築物)	100.0	幅(公園駐車場)	80.6	水飲み(公園)	45.1
内部出入口(建築物)	100.0	位置(公園駐車場)	80.6	傾斜路(公園)	41.9
階段(建築物)	100.0	標示・誘導案内(歩道)	77.4	券売機(建築物)	32.3
共同トイレ(建築物)	100.0	標示(公園駐車場)	77.4	玄関廻り(建築物)	29.0
幅員(歩道)	96.8	寝室・客室(建築物)	77.4	水飲機自動販売機(建築物)	29.0
エレベータ(建築物)	96.7	トイレ(公園)	74.2	授乳場所(建築物)	29.0
幅員(公園出入口)	93.5	標示(公園園路)	71.0	共同洗面所(建築物)	25.8
幅員(公園道路)	93.5	共同浴室(建築物)	71.0	休憩箇所(歩道)	22.6
敷地内通路(建築物)	93.5	排水溝(歩道)	67.7	休憩箇所(建築物)	22.6
観覧席(建築物)	90.3	シャワー室(建築物)	67.7	傾斜路(建築物)	19.4
段差(歩道)	87.1	カウンター(建築物)	67.7	公衆電話(公園)	12.9
勾配(公園園路)	87.1	横断歩道橋(歩道)	61.3	緊急時の設備(建築物)	9.7
段差(公園出入口)	83.9	公衆電話台(建築物)	58.1	コンセントスイッチ類(建築物)	6.5
段差(公園園路)	83.9	レジ通路・改札口(建築物)	54.8	呼び出し設備(建築物)	3.2
排水溝(公園)	83.9	地下歩道(歩道)	51.6	—	—

項目は、建築物内および付随した施設、公園に係わる施設、道路、公共交通ターミナル等にわたっており、50ほどであった。

特に、建築物に付随する駐車場、建築物の外部出入口、建築物内の廊下、建築物内の出入口、建築物内の階段、建築物内の共同トイレに関してはすべての都府県が指定している。また、建築物内および建築物外の公共空間の交通路に関する項目は多くの都府県に指定されている。

逆に、休憩場所や緊急時の施設等に関する項目を指定している都府県は非常に少ないのが現状である。

整備基準を決めている施設項目の内容は都府県によって大きく異なる。自治体の特性や事情を無視して一律にすることは好ましくないが、いずれの地方自治体とも再考すべき項目は多い。特に、公共空間や建築物を問わず緊急時の施設や設備は考慮すべきである。

2.4 各都府県が整備基準として指定している項目

表3は、50施設の項目中どれだけの都府県が指定しているのかという割合を整理したものである。広島県は、50項目中92%を指定している。次に

石川県、徳島県が90%を指定している。以下、78%から24%までの範囲で指定の割合が散らばっている。平均的には約65%の指定率であった。地方自治体によって考慮されている施設項目には大きな差がある。

3. 条例からみた福祉まちづくり事業の実効性

福祉を考慮したまちづくりが積極的に行われる

ためには財政的措置、多くの市民や民間事業者の福祉に対する具体的な理解、施設整備のシステム化等に係わってくる。

そこで、条例に記載されている財政的措置、福祉に関する情報公開・教育・広報、公共的施設整備時の行政側の対応、公共車両への指導等に関する内容がどれだけの都府県の条例の本文中に記載されているかを表4に整理した。以下の節で内容ごとに述べる。

表3 整備を要する項目の指定率（都府県別）

都府県名	整備項目 指 定 率	都府県名	整備項目 指 定 率	都府県名	整備項目 指 定 率
広 島	92%	神奈川	72%	山 梨	56%
石 川	90	東 京	70	兵 庫	56
徳 島	90	香 川	70	富 山	54
新 潟	78	長 崎	70	静 岡	54
和歌山	78	福 島	66	京 都	54
山 口	76	千 葉	66	長 野	52
宮 城	74	滋 賀	64	大 阪	46
茨 城	74	鳥 取	62	大 阪	40
愛 媛	74	福 井	60	熊 本	26
岩 手	72	大 分	60	愛 知	24
埼 玉	72	山 梨	56	—	—

表4 条文内容

指導	勧告	公表	立ち 入り	適合証	財政 措置	情報 提供	教育	啓蒙	公共 車両
32	32	31	32	31	28	26	21	10	26

3.1 財政的措置

まちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めると条例に記載している都府県は81%である。しかし、公共的建築物に関してはハートビル法に補助制度、税制上の特例措置、低利融資等の特典が示されているので、19%の県が財政上の措置を条文化していないものと思われる。

また、多くの自治体は民間事業者が施設を整備する費用を援助する独自の制度を持っている。た

とえば、鳥取県の場合、条例には財政的措置に関しては記載されていないが、県は民間事業者に対して鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金、まちづくり推進事業貸付制度を持っている。また、名称は異なるが、多くの地方自治体も同様な制度を持っている。ただし、制度を保有している地方自治体名や制度名に関する資料は収集できておらず、今後調査する予定である。

3.2 公共的施設の整備

すべての地方自治体は、公共的施設の新設、改善時には計画内容の自治体への届け出、自治体による指導・助言、事業の立ち入り調査、指導内容と異なる場合の勧告、さらに完了届の提出、適合証の交付といったように事業推進をシステム化している。さらに、勧告に従わない場合には事業所名等を公表する罰則規定も設けている。

ただし、表裏の関係にある適合証の交付と事業所名の公表を条例化していない県もわずかに存在する。

3.3 情報公開・教育・広報

福祉まちづくりが活発に推進される条件として財政、事業推進の行政システム等を述べたが、これと同等、またはこれ以上に行政、一般市民、障害者や高齢者、民間業者等の福祉に対する意識と理解があげられる。このためほとんど都府県は福祉に関する情報収集および地域住民への情報提供、さらに福祉教育の推進を重要なポイントとして捉え、条例に明示している。

3.4 公共交通車両に対する規定

障害者や高齢者の社会参加を保障することが条例の趣旨であり、そのような人たちの交通を確保することが重要である。特に公共交通車両そのものの改善は重要である。ヨーロッパの諸都市ではスペシャル・トランスポート・サービス (special transport service) 車両の開発と導入が積極的になされてきている。わが国でもSTSの導入の必要性が叫ばれ、低床バスや電車の導入が進められてきている。行政は民間の交通事業者に対して車両購入費用の一部を援助してきている。そして、多くの都府県の条例でも公共交通車両の改善を指導できることを明示している。

一方、現在、低床バスやノンステップバス等の導入が進みつつあるが、道路特に車道部の設計基準の検討が必要になる。いずれの都府県の条例にも車道部に関する整備基準については述べられていない。

3.5 ハートビル法との関連性

1994年のハートビル法制定以前に条例を制定していた都府県も多いことは事実である。

さて、ハートビル法は建築物とそれに付随する施設の整備基準が示されており、基礎的基準と誘導的基準の二種類が設定されている。一方、多くの都府県の条例では、建築物に関してはハートビル法に沿って基礎的基準、誘導基準、整備基準等が併記されている。また、広島県のように建築物以外の公共空間の場合にも誘導基準を設けている場合もある。

しかし、基礎的基準、誘導基準のいずれを採用するのかといった具体的な数値は必ずしも明確に示されていない。今後は数値等についても研究する必要がある。

4. 指定されている項目の特徴と地域間比較

指定されている50項目の内容から条例の特徴を統計的に把握する。これによって、わが国の福祉を考慮したまちづくりの現況を把握することができる。さらに、この現況と各都府県との関連性を分析する。

4.1 項目の特徴

表5は都府県が指定している項目を数量化理論第Ⅲ類で分析した結果を第1から4軸まで軸別に示している。なお、重み係数が小さいものに関しては表に示していない。さらに、第4軸までの累積寄与率は53%程度であり、第5軸以下についても検討を要するが、第5軸以下の寄与率自体は小さく、また分析の目的は、都府県が多岐にわたって指定している項目からわが国の福祉を考慮したまちづくりの考え方を整理することにある。したがって、第5軸以下をも考察することは分析結果の解釈を複雑にするので、第4軸までの解析とした。

1) 第1軸について

正の方向には建物内および公共空間における通路に関する施設項目が位置している。さらに、表に示されているレジ通路・改札口以外の項目はす

表5 数量化第Ⅲ類の結果

第1軸 累積寄与率：19.9%		第2軸 累積寄与率：34.0%	
整備基準項目	重み係数	整備基準項目	重み係数
レジ通路・改札口（建築物）	0.2865	傾斜路（建築物）	1.4324
階段（建築物）	0.1786	玄関廻り（建築物）	1.4210
共同便所（建築物）	0.1786	コンセントスイッチ類（建築物）	1.1707
内部出入口（建築物）	0.1786	緊急時の設備（建築物）	1.1359
廊下（建築物）	0.1786		
外部出入口（建築物）	0.1786		
駐車場（建築物）	0.1786		
水飲機自動販売機（建築物）	-0.9754	地下歩道（歩道）	-0.3209
休憩箇所（歩道）	-0.9898	水飲み（公園）	-0.3227
共同洗面所（建築物）	-1.0212	標示（公園駐車場）	-0.3240
休憩箇所（建築物）	-1.0591	休憩箇所（歩道）	-0.3371
緊急時の設備（建築物）	-1.2261	ベンチ（公園）	-0.3646
呼び出し設備（建築物）	-1.6108	公衆電話（公園）	-0.4556
コンセントスイッチ類（建築物）	-1.6236	売機（建築物）	-0.5491
第3軸 累積寄与率：44.2%		第4軸 累積寄与率：52.8%	
整備基準項目	重み係数	整備基準項目	重み係数
売機（建築物）	0.6103	呼び出し設備（建築物）	2.0663
休憩場所（建築物）	0.4605	公衆電話（公園）	0.9060
カウンター（建築物）	0.3659	休憩場所（建築物）	0.6825
授乳場所（建築物）	0.3537		
公衆電話台（建築物）	0.2801		
傾斜路（建築物）	-1.1842		
公衆電話（公園）	-1.4148	緊急時の設備（建築物）	-1.7096
呼び出し設備（建築物）	-2.1754	コンセントスイッチ類（建築物）	-2.2772

べて全都府県が指定しており、それらの重み係数はいずれも等しい。

負の方向には施設そのものに関するものではなく、施設に設置する設備が位置している。さらに、表2に示されているようにこれらの項目を指定している都府県は偏っている。

なお、表2に示されている項目の指定率と項目の重み係数間の相関係数は0.892であった。

結局、1軸は通路と施設に設置する項目を表しているとともに、項目の指定度合いを表している。

2) 第2軸

正の方向には建物と外部との連絡に関連する項目が特化し、負の方向には建築物外の公共空間での休息に関連する項目が特化している。

3) 第3軸について

正の方向には建築物内の休息に関連する施設が、負の方向には通信手段に関連する項目が位置している。

4) 第4軸について

正の方向には呼び出し施設が特化し、負の方向には緊急時の設備やコンセントスイッチ類が特化している。

4.2 地域の違い

図1は数量化理論第Ⅲ類で得られた施設項目の重み係数を基に各都府県の軸別得点を算出し、それらを数直線上に示したものである。

1) 第1軸について

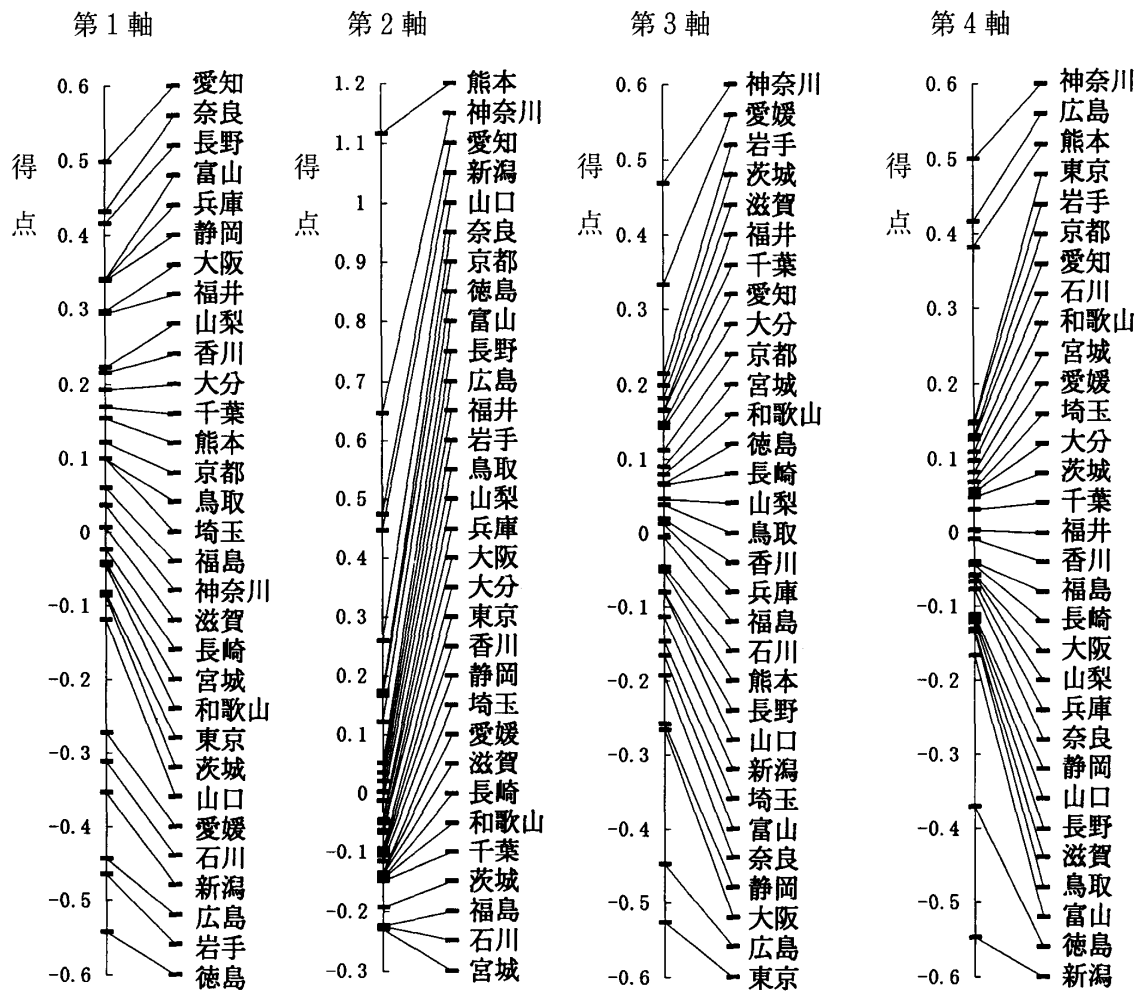


図1 都府県の福祉まちづくりへの取り組みの違い

正の方向に位置する県は、基本的な施設、たとえば建築物内や建築物外の公共空間に重点を絞って整備を進めようという地方自治体である。逆に、負の方向に位置する徳島県、岩手県、広島県等は、多様な施設整備を積極的に推し進めようとする地方自治体であると位置づけられる。

なお、前述の4.1の1)と同様に第1軸上での都府県の得点と表3に示されている都府県別項目指定率との相関係数を求めると、 -0.808 であった。

結局、第1軸の数直線は、都府県が指定している項目数の多少の順を表したものである。

2) 第2軸について

正の方向に位置する熊本県、神奈川県は建築物の内と外部とを結ぶ施設にも配慮している。逆に、

負の方向には多くの都府県が位置しており、多くの自治体は公共空間の休息場所に配慮している。

3) 第3軸について

正の方向には神奈川県や愛媛県が位置しており、これらの県は建築物内の休息に関連する施設に配慮している。一方、負の方向には長野県や兵庫県が位置しており、通信手段に関連する施設整備に配慮している。

4) 第4軸について

正の方向には神奈川県、広島県、東京都が位置しており、これらの自治体は建築物内の呼び出し施設を考慮している。逆に、負の方向には新潟県や徳島県が位置しており、これらの県は緊急時の設備やコンセントスイッチ類等災害時に必要となる施設等を考慮している。

おわりに

本研究で得られた知見を以下に示す。

- (1) 福祉を考慮したまちづくり条例の条文内容そのものは都府県間に大きな相違はない。これは、条例作成時に他の都府県の条例を参考にしていることによる。
- (2) しかし、条例の中でどのような施設をどのような基準で整備するのか、その整備基準を明確にしている施設は都府県によって大きく異なる。たとえば、広島県は一番多くの項目を指定している。逆に、愛知県は一番少ない。項目数の多少は重要な問題ではないが、施設項目の見直しが必要になる。
- (3) いずれの都府県も建築物に付随する駐車場、建築物内の出入り口を含めた通路等の整備基準を条例の中に明確に示している。逆に、緊急時に必要とされる建物内の設備や建築物内外の休息場等に関する整備基準は多くの都府県の条例に明記されていない。この点の見直しも必要であろう。
- (4) 各都府県の条例の中で整備基準を明確にしている施設の項目は、通路部、施設に設置するもの、建物と外部との連絡に関連するもの、公共空間や建築物内の休息に関連する施設、通信手段、緊急時の設備やコンセントスイッチ類等に分類される。
- (5) 多くの都府県が福祉を考慮したまちづくり条例を制定し、それぞれの地域の事情や特性が条例に反映されたものとなっている。特に、整備基準を明記した施設は地域間で大きく異なる。しかし、整備基準が明示された施設の

項目の多くはいずれの地域においても整備される必要度の高いものである。さらに、50項目以外にも緊急度の高いものもある。たとえば、車道、河川敷やレクリエーション施設等のオープンスペースなども整備の対象になるであろう。

謝辞：調査に協力頂いた都道府県や政令市の担当者の方々に謝意を表します。

参考文献

- 秋山哲男(1997)公共交通のモビリティとバリアフリー、国際交通安全学会誌, Vol.23, No.1, pp.14~23.
- 一番ヶ瀬康子監修, 鈴木依子著(1996)社会福祉のあゆみ-日本編-, 一橋出版, pp.126~135.
- 川内美彦(1995)バリア・フル・ニッポン, 現代書簡, pp.176~206.
- 川内美彦(1997)JRのバリアを考える, 国際交通安全学会誌, Vol.23, No.1, pp.52~59.
- 環境デザイン研究会(1996)環境をデザインする, 朝倉書店, 190pp.
- 久保田尚(1997)みちづくり・まちづくりにおけるバリアフリー, 国際交通安全学会誌 Vol.23, No.1, pp.6~13.
- (財)日本障害者リハビリテーション協会福祉のまちづくり事業評価研究会(1991)福祉のまちづくり総点検レポート, 東京, 199pp.
- 藤沢市交通安全総点検(1997)あたらしいみちづくり, 藤沢市道路部, 99pp.
- 眞野哲夫(1997)わが国の交通のバリアフリーの実相, 国際交通安全学会誌, Vol.23, No.1, pp.24~33.